

函館港末広緑地使用承認取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、函館港末広緑地管理要綱に基づく末広緑地およびその付帯施設（以下「緑地」という。）の使用承認の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(承認の申請)

第2条 要綱第5条第1項に係る承認の申請は、港湾施設用地使用許可申請の例による。ただし、簡易な使用の申請および承認は、別記第1号様式および別記第2号様式による。

2 申請の受付開始日は、使用を開始する日が属する月の2月前の第1開庁日とする。

3 申請は、公用使用、公共性があると認められる使用を優先し、また先になされたものを優先する。

4 要綱第5条第1項の市長が特に認める場合とは、次に掲げる場合で、要綱第7条に該当しない場合とする。

(1) 使用の目的に係る催し物等が、公用または公共性があると認められる場合。

(2) 使用の目的に係る催し物等が、広く市民に認知されているものである場合。

(3) 前各号に掲げる場合であって、荒天等による順延に備え、あらかじめ予備の使用の期間を確保する必要があると認められる場合。

(承認使用に係る制限等)

第3条 前条の承認使用に係る制限等は、次の各号のとおりとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 1団体の使用回数は、月間1回とする。

(2) 前号の場合において、その使用期間は3日間までとする。

(3) 使用時間は、9時から21時までの間とする。

(4) 使用区画は、他の利用者の通行を妨げない場所とする。

(5) 使用者は、催し物等に応じて必要な設備を設置するものとする。

(使用に係る制限等の解除)

第4条 前条第1号の規定は、使用の日の4週間前において、他に申請がない場合は、これを適用しない。

(承認の基準)

第5条 要綱第6条の市長が特に認める場合とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 営利を目的としない団体がその団体の設置目的の範囲内で行う場合。
- (2) 不特定の来場者への便宜供与として飲食物等の提供を行う場合。
- (3) 申請者が徴収する金銭が実費弁償の範囲内と認められる場合。
- (4) 催し物等の内容の一部が緑地で行われるなど、緑地の収益貢献度が低いと認められる場合。
- (5) 飲食物等の提供を目的とする催し物等であって、その経費が申請者の所属団体の関係者の会費等で賄われる場合。
- (6) 催し物等の経費が参加者の会費で賄われるものであって、不特定の来場者から料金を徴収しない場合。

(その他)

第6条 この基準に定める承認の条件に関し疑義のあるとき、その他使用を承認した緑地の使用について疑義が生じたときは、市長の決定するところによるものとする。

第 1 号様式

課 長	主 査	担 当

支障がないので承認したい。

函館港末広緑地使用承認申請書

年 月 日

函 館 市 長 様

申請者 住 所
団体名
氏 名
電 話 ()

次のとおり使用したいので申請します。

使 用 日	年 月 日 ()	使用目的	
使用時間帯 (準備・撤収 時間を含む)	1 9 時～1 2 時まで	使用区画	A B
	2 1 2 時～1 5 時まで	使用する際 に設置する 用具・機材	
	3 1 5 時～1 8 時まで		
	4 1 8 時～2 1 時まで		
使用人数	人	備 考	

注) 一般公衆の通行の妨げにならないよう通路（幅 4 m 程度）を確保してください。

本 書 を 必 ず 携 行 願 い ま す 。

第 2 号様式

函館港末広緑地使用承認書

年 月 日

住 所
団体名
氏 名

函館市長

年 月 日付けで申請のあった緑地の使用については、次のとおり承認します。

使 用 日	年 月 日 ()	使用目的	
使用時間帯	1 9 時～1 2 時まで	使用区画	A B
	2 1 2 時～1 5 時まで	使用する際 に設置する 用具・機材	
	3 1 5 時～1 8 時まで		
	4 1 8 時～2 1 時まで		
使用人数	人	備 考	

注) 一般公衆の通行の妨げにならないよう通路（幅 4 m 程度）を確保してください。

(裏面)

承認条件
次の禁止等事項（許可を得た場合を除く。）を遵守してください。これに違反した場合は申請者に対し使用の中止や原状回復を求めます。また、以後の使用が認められない場合があります。
《禁止等事項》
① 火気を使用すること。
② 行商、広告、募金等の行為をすること。
③ 車両（自動二輪車含む）の乗入れ、または駐車すること。
④ 無人航空機（ドローン、ラジコン機等）を使用すること。
⑤ 施設を損傷し、または汚損すること。
⑥ ペットを放すこと。
⑦ 魚介藻類等の捕獲行為をすること。
⑧ 他者に危害が及ぶおそれ、または公序良俗に反する行為をすること。
⑨ 前各号のほか、市長が緑地の管理上特に必要があると認めて禁止すること。



(裏面)

承認条件
次の禁止等事項（許可を得た場合を除く。）を遵守してください。これに違反した場合は申請者に対し使用の中止や原状回復を求めます。また、以後の使用が認められない場合があります。
《禁止等事項》
① 火気を使用すること。
② 行商、広告、募金等の行為をすること。
③ 車両（自動二輪車含む）の乗入れ、または駐車すること。
④ 無人航空機（ドローン、ラジコン機等）を使用すること。
⑤ 施設を損傷し、または汚損すること。
⑥ ペットを放すこと。
⑦ 魚介藻類等の捕獲行為をすること。
⑧ 他者に危害が及ぶおそれ、または公序良俗に反する行為をすること。
⑨ 前各号のほか、市長が緑地の管理上特に必要があると認めて禁止すること。

